

平成18年
8月15日No. 5
(臨時号)


議会だより

激しい討論の後

否決!!

直接請求による

『議員定数を

22名とする条例』

の審議(続報)

第2回臨時会(7月21日開催)

この議案審議の経過と結果は「議会だより 4(8月1日)」でお知らせしていますが、議会だより編集日程と紙面スペースの制約から賛成・反対の各討論が掲載できませんでした。

従来の議会だよりと同様、討論の論旨を臨時号によりお知らせします。

なお、討論終了後の採決は、起立採決を行い賛成少数で否決されました。(既報のとおり)

反対 水澤 寅一 議員

私は、胎内市議会の議員定数を定める条例について、議会の権威を守るため反対の立場で討論を行う。

市長の意見書にも述べられているが、合併協議会で全員異議なく承認され、中条・黒川両議会でも定数26名については、一人の異議もなく、これを含む廃置分合等の重要案件も両議会で可決をし、県議会でも議決され、総務省の認可もおり合併が成立した。以上のようについて法の手順に従ってきたのであり、自治体の最高決定機関である議会の決定は重要である。

この条例制定に関与し、先導的な役割を果たした議員は議会の権威と名誉を自ら否定するものであり、責任は重大である。以上のことから原案に反対する。

賛成 諏訪 松男 議員

16年10月の法定協議会の頃や調印式の時、両町村の財政状況が余り把握されていない状態で定数が決められた。同規模の村上市議会では、22人の議員数を次の改選では18人にすると決まされ、人口10万人超の新発田市議会でも30人の議員数と決まったことなどを踏まえて、17年度末、経常収支比率が約95%の財政状況が把握された今、人口3万3千余りの胎内市に26人の議員が必要とは思えない。議員の数を4人減らすだけで、4年間に約6、800万円も削減されるのであり、介護保険料、国保税の値上げ、水道会計の悪化等でこれ以上市民に負担はかけられない。議員自ら削減をして行財政改革の根本を示し、市民が安心して暮らして行ける胎内市の礎を築くべきであり、今回の議員定数の削減には賛成である。

反対 新治ひで子 議員

私は、時代の流れからも財政的・住民的感情からも議員の定数削減は当然のことと受け止めている。しかし、議員の定数を26名とすることは、合併協議会での審議を経た後、議会で決定された。合併後の新市の舵取りや広く住民要望を吸い上げていくため「最初の選挙は定数26名」との決定は尊重されるべきだ。

議員の定数削減についての議論や決定は、選挙を間近に控えた今、その環境にはない。次の選挙で決まる議会は、合併に伴う諸問題に本格的に取り組む新市のスタート議会だ。定数削減については、選挙後に特別委員会を設けて広く議論し、慎重に決定すべき問題だ。定数削減を望む2、140人に及ぶ署名は「議員は、今いっそう市民の代弁者としての職務を果たす努力をすべし」とのお叱りの声であり、さらなる精進に務めなければならない。

賛成 赤塚 タイ 議員

胎内市17年度決算の起債残高、一般会計約192億円、企業会計の上水道約51億円、下水道約110億円、観光事業約4億円、地域産業振興事業約6億円、合計約363億円、市民一世帯当たり換算すると約360万円になる。その他債務負担行為の残高約14億円。市長は「合併協議会で合意した事項を遵守する。」というが政治は動いており生き物である。合併協議会からわずか一年間で経常収支比率が約95%、財政に赤信号が点滅するとは誰が予測したのだろうか。

新生胎内市の今、一番大きな課題は財政再建であり議員は財政危機を自らのものとし、最上限の26人でなく、議員定数を22人に削減することに賛成する。

反対 小野 金吾 議員

私は、胎内市議会の議員の定数を定める条例に反対の意志を表明する。

定数26名は市長の意見書にも述べられているとおり、住民代表も加わった合併協議会で確認決定され、現在の市議会議員である両町村議会において各々圧倒的多数で決議されたものである。その後の議会で合併後初の一般選挙は、黒川地区住民の将来の不安を考慮し選挙区を設け、中条地区21名、黒川地区5名とする事も議決したものである。この様な事から定数の削減は明確に反対であり、今後26名定数の是非については一般選挙後、幅広い議論を十分時間をかけて行い、地方分権の時代に相応しい定数と議会改革を検討すべきである。

賛成 布川嘉一郎 議員

議員の定数を定める条例に賛成の意見を述べる。

黒川村議会に在任中から一貫して定数は正の問題、自然保護条例の制定、中条町との合併を議会活動のライフワークとして取り組んで来た。この定数条例の問題は信念として訴え続けて来たつもりだ。承知のとおり、旧黒川村議会においては2回も無競争で村民の審判を受けていない。この度の選挙は、地区割りが必要な激戦が予想されている。それに反し旧中条地区は誠に低調であり、市民の議会に低調であり、市民の議会にばなれ、種々の要因があると思うが、今後、大きく飛躍していかねければ市の展望がないのではないか。これ以上市民から次々と問題提起がなされないためにも少なからず目に見える対応が必要と思う。

反対 小林 兼由 議員

議員定数については、合併前の協議会で調整、決定済みであり全議員で賛成して来た経緯がある。それを明日あす改選を控え、思いつきのごとく定数問題を引き出し、選挙用のパフォーマンスと捉えている住民も多い。

定数削減もさることながら、それ以前に日頃の言動と行動があまりに伴わない議員の資質こそが問われるべきだ。今後は胎内市の進むべき進路を早急に定め、それによる定数の適正化を図り、均衡ある行政、住民の要望に即応した行政の促進、また147億円の予算チェックをしっかりと行うことこそ住民の利益、福祉に資するものと確信し原案に反対する。

賛成 渡辺 俊 議員

当市は、市民の担税力はそれ程高くなく、決して裕福とは言えない自治体であり、社会保障費の増大や義務的経費の増大、将来的に税収の増大が見込めない点等を考えると、これまで以上に継続的な健全財政への努力、すなわち行政改革が必要である。

定数削減により、議員がより全市的視野を持つようになる。議論の迅速化が進展する。政策・主張が明確になる。有権者の政策判断の重要性が増大する。議員の権限と責任が増大する。議会費の削減になる。などが実現できると考える。諸般の事情で、条例改正は、多方面に影響して困難を極めるし、請求代表者の意見陳述には、疑義を唱えるところだが、ここは市民の声を優先すべきである。

反対 小野 康男 議員

法制の住民請求権行使は、合法の限り重く、遵守は当然。だが代表木村氏、裏で3市議の思惑案。不当を示し反対する。

その理由は、一、自治法第91条第2項第5号、人口5万未満の市及び人口2万以上の町村、26人の議員で速く条例で定める。市は取組の途上、背くは違法。為に、初回限り黒川5人、中条21人と議会全員連帯責任で8月末日解散決議、10月上旬の日曜選挙想定合議に背く。二、合併時の両債務、新市に引き継ぐ責務は厳しい。同時に、この先、新市基本計画に基づく事業費予算総計は250億円超は確か。この全額を負債に加算し、請求住民を煽り、発信した賛成討論議員の責任は重大悪質の極みである。合法装い、中身は悪行だ。

反対 富樫 誠 議員

これからの4年間は過去を精査し、将来に向かって確固たる行財政基盤づくりを行う、まさに胎内市の命運をかけるときである。議会は、その意思決定機関として執行部と同様、今までと比べ物にならない重責を担わねばならない。

胎内市の数百億円にのぼる負債の責任が、全ての議決権を有している市議会議員にあるのだから責任をとって削減せよとの誤った考えには賛同できない。むしろ今回は難局に立ち向かう胎内市議会の財産となり得る真の代弁者を議会に送り込む努力をすべきだ。5年前、定数削減を議員提案した一人としては、市民の負託を担える範囲で、専門的に議員活動できる手立てを協議したうえで次回は削減するべきと考える。

◆平成18年8月15日(臨時号)

◆発行責任者 議長 小田英夫

〒(0254)43-6111 FAX(0254)44-7875

〒959-2693 新潟県胎内市新和町2番10号

印刷/株式会社福島印刷